

## 事業承継に伴う税をコストと捉える意識転換が必要



東京税理士会 芝支部  
税理士・公認会計士  
後宏治

「現状では中小企業の多くが株式を分散させている状態にあります。特に業績が良くて経営者が相続税対策に熱心な会社ほど、分散させる傾向にあるようです」と、事業承継の点からみた問題を

指摘するのは後宏治税理士だ。

新会社法では（経営権を集中させ）事業承継に活用できる種類株が柔軟に発行できるようになったが、会社が金庫株として買い集めることが前提

となるのはこのためだ。後氏は、従来型の相続税対策から脱却して、事業承継を会社経営の問題、リスク管理の一つと捉えるような意識の転換が求められる、と強調する。

### ■相続は“地震”みたいなもの!?

従来からの相続税対策は、評価を引き下げたことを優先するあまり、借金をして徒に財務を悪くしたり、株の分散でオーナーの支配力を弱めたりするなど、マイナスの方向に力が働いていた、と指摘。

「（評価の引下げで）現在のオーナーは税金の問題をクリアできたとしても、次の世代はどうなるのか？それに何より、後継者の時代に法的トラブルが起りやすい状況にしているのです」

相続を短期的な視点で捉えるのではなく、会社を永続的に成長・発展させるために相続をどう捉えるか、といった視点の転換が必要だという。

後氏はここで、「相続は地震みたいなもの」とユニークな持論を展開していく。

「大地震は百年に一回来るとかいわれ、みんな保険に入ったりとかそれなりの対策を採っているはず。相続にも同じことがいえます。オーナーの死亡（相続）は50年に一回のリスクと捉え、会社経営の問題と考えるべきです」

会社経営をゴーイング・コンサーンで見れば、きちんと利益は承継者に渡すべきだし、必ずやってくる相続というリスクにどう対応していくか、その判断が必要になる、と続ける。

リスク管理の手段として、例えば生命保険があ

るし、これからは自社株で相続税を納める時代になるのでは、との見方を示す。

### ■無形の財産をいかに承継させるか

会社後継者が相続税の納税資金をどのように用意するかというと、流通性のない非上場株式の場合は会社買い取ってもらうしかない、あるいは会社から借金をして納税するのが実情だと指摘する。前者は後継者が所有する株式の一部を手放すことで支配権をなくす危険性があるし、後者は後々の返済を考えると後継者の意欲を減退させる。

ここで有効なのが自社株物納だという。

18年度の物納の抜本的改正により、譲渡制限株式を除いて自社株物納は原則OKとなる。そこに目をつけ、後継者である相続人が自社株を国に物納し、国から会社が金庫株として買い取る、このスキームなら税負担なしに実行できるからだ。

「実はここで種類株が使えるんです。後継者が相続する予定の株式は生前に譲渡制限を外して物納できる株式しておくんです」

相続税資金を会社の成長過程の中に組み込んでおくことが重要になるわけだ。

最後に究極の相続税対策は、評価の対象となる有形資産を“持たざる経営”に移行して無形の財産（ノウハウやブランドなど）をいかに後継者に承継させるかだとも。

「種類株は本来、そういうものです。後継者が（議決権を集中して）会社を支配するが、その代わり他の相続人には配当を多めに出す、そんな円満な経営を可能にするのが種類株なんです」